

## 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002
5人	812.0	1040

1. 所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族がいる方の限度額は、左記の額に当該70才以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、5人を超えた1人につき38万円（70才以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族のときは44万円）を加算した額。

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

総所得金額から一律8万円を控除します。

また、総所得金額に「給与所得」もしくは「公的年金収入」を含む場合は、10万円を控除します。

※児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、児童手当法附則に基づく特例給付となり、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の対象になりません。

## 所得とは

自営業の方 収入から必要経費を差し引いた額（確定申告の総所得金額）

給与の方 源泉徴収票の給与所得控除後の金額（給与所得ではありません）

所得から控除できる種類	控除される額
医療費控除・雑損控除	当該控除額
小規模企業共済等掛金控除	当該控除額
障害者控除	1人につき27万円
特別障害者控除	1人につき40万円
ひとり親控除	35万円
寡婦控除	27万円
勤労学生控除	27万円